

村岡敵討事件の実録 『但州村岡敵討』 (続)

——鳥取県立博物館中島家旧蔵写本について——

田 中 則 雄
(鳥根大学法文学部)

摘 要

『但州村岡敵討』は、但馬国村岡において一六八二年に起こった敵討事件に関する実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。鳥取県立博物館中島家旧蔵本には、写本としての独自の特徴が認められ、この実録の生成を考える上で重要である。

キーワード…実録 近世小説

はじめに―村岡敵討事件とその実録―

前稿において、村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』のうち、鳥取県立図書館蔵本(鳥取県智頭町・石谷貞彦氏旧蔵)を翻刻した^①。先ずこの事件の概要を再述する。天和二年(一六八二)五月二日、但馬国村岡において、近藤源太兵衛(肥前国唐津藩主松平和泉守家臣)・坂尾夫兵衛(大老堀田正俊家臣)らが、村岡藩士の池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛の屋敷を襲撃する事件が起こった。池田は討たれ、浅田は

逃れたが、両人の一類に死傷者が出た。討手の一団は鳥取藩の庇護を求め、同藩はこれに応じ、一旦鳥取へ引き取った後、米子を経て、近藤源太兵衛の主君松平和泉守の領地唐津へと送った。

実録『但州村岡敵討』には、前記の鳥取県立図書館本(以下、石谷本と称する)の他、国立公文書館内閣文庫蔵『伊賀上野山城日岡但馬村岡復讐実記』(外題)と称する写本に収める「但州村岡敵討鳥取御厄介に成始末」があり、その本文は石谷本と概ね合致する。一方、鳥取県立博物館蔵本は、因幡国岩井郡浜大谷村(現鳥取県岩美町大谷)の中島正之によって天明年間(一七八一〜一七八九)を中心に作成さ

れた実録写本群の一である（以下、中島本と称する）。内容は上記二本と同じであるが、文章表現は全体にわたって異同が見られる。後述する通り、石谷本（内閣文庫本もこれに含める）・中島本は、先後の關係ではなく、先ず原初形態の写本が存在し、両者はそこから分かれて作成された本文を持つ、即ち並列の關係にあるものと推定する。加えて、中島本には石谷本には無い情報が記されている箇所がある。また、独自の観点から人物の内面に踏み込んで文章を構成している部分もある。以下、中島本の特徴を把握すべく、石谷本と対比しつつ掲げる。

両本の全体を対比するに、収録する事柄は同一と言ってよい。但し記述の順序に異同がある。発端から天和二年五月二日の敵討に至り、翌三日、討手の近藤源太兵衛・坂尾夫兵衛・小山田清左衛門・山本五兵衛・高橋喜兵衛の五人が一旦因幡国岩井郡馬場村へ逃れ、続いて四日、鳥取藩が彼等を引き取り庇護した所までは、両本とも同一の流れで記す。石谷本はこれに続けて、「北村八兵衛罷出、敵討之面々物語承届……」（前号翻刻、二十二才）以下、鳥取藩の北村が聴き取った五人の口上書の写しを収録する。そして、再び岩井郡の事に戻って、村岡からの追い討ちの集団が鳥取へ乗り込もうとするのを、大庄屋らがここで阻止した一件（同、二十五才〜二十七才）を記す。一方中島本ではこの二事の記述の順序が逆で、〈岩井郡での追い討ち阻止〉（口上書の写し）の順となっている。何れの流れを自然と見るか、各々判断の違いが表れている。なおこの後に記述する事柄の順序は両本とも一致する。

また両本には、詳細な点において、以下のような相違が見出される。初回の敵宅への潜入は、途中で露顕したと思ひ込んで撤退し、失敗に

終わった。この時の、江戸から村岡に移動するまでの経緯を、石谷本では以下のように記している（なお、堀尾夫兵衛とあるのは、坂尾夫兵衛が正しい）。

延宝三年前田安藝守・能勢日向守殿え相断、敵打の御帳付、八月上旬上下廿五人武州を打立、丹波路を越、九月十日に但州妙見山（に）籠、其夜鶏鳴の時分、池田・浅田が屋敷へ堀尾夫兵衛忍び込、

これが、中島本では次のようになっている。

延宝三年八月上旬武州を打立、京都え到着し、暫徘徊して敵の有様を伺ひ、同三年九月三日京都を上下式拾五人打立、丹波路を越へ、但州妙見山え九月十日黄昏に到着し、其夜鶏鳴の時分妙見山より村岡え三里下りて、池田・浅田兩人が屋敷へ忍び込、

即ち、彼等の起動の時期について、石谷本が延宝三年（一六七五）八月上旬とするのに対して、中島本では一年早い、同二年八月上旬とする。また、石谷本では江戸から、丹波路經由で直接村岡へ入ったことになるが、中島本では、一旦京都に留まり、一年余り村岡の敵の様子を探り、それから事を起こしたことになる。また石谷本では、江戸を出る前に、前田安藝守・能勢日向守へ敵討の届を出したとする。中島本ではこのことを言わない。但し、この初回撤退の後、一団は京都に身を潜め、その時期に、

源太兵衛・夫兵衛は無是非京都へ居住し、前田安藝守殿・能勢日向殿え又拾年之限りを指出し、

とし、これと連動して、近藤源太兵衛の父が、彼に早々討ち入るよう促した書簡に、

「十年の御暇も漸今年に限れり。未会稽の恥辱を不雪事武命尽果

たるか。」

と述べたとしている。このように、両本とも流れは同じであるが、部分的に、異なる情報に依拠したと見られる所が存する。

次は中島本のみが有する記述である。この敵討は、相手方の平常の生活の場に踏み込む形で行われた。そうした中、襲撃に抗おうとした女性もいたことを言う。

女中或三人も有る、其内に大長け成女老人走り懸り清左衛門左の脇をひしと抱つき、清左衛門押除候得ども、余程大力に而中々手ごわく、おとがいをつかみながら一太刀なぐりければ、是も其儘引退たり。

同じ場面でも、文章の作りの異なる所がある。池田七郎左衛門は納戸へ逃げ込み引き窓を下ろしたので、近藤源太兵衛と暗がりの中での激闘となる。この時、坂尾夫兵衛が助太刀に駆け付け、終に源太兵衛は七郎左衛門を討ち取る。これを石谷本では次のように記すが、分かりにくい。

(七郎左衛門)長刀取直したりと見ゑたる所を、(源太兵衛)透間なく下手に引組、七郎左衛門脇指を抜二太刀着込み上を打ければ、帷子計少し切れたり。池田勝にて源太兵衛を取て押へける所に、^(坂)坂尾夫兵衛走り来りて、「源太兵衛、同士討や」と言葉を懸る。「何に味方打」と答へ申ど、早敵と心得打に打ける太刀先、味方の源太兵衛も少はあたりける。然共七郎左衛門首は水もたまらず打落し、源太兵衛起上りとゞめを指、

これが中島本では次の通りで、状況が読み取りやすい。
敵七郎左衛門引退き、長刀を取直さんとすると見へける所を、透間なく源太兵衛下手に引組む。然ども池田は力勝て、源太兵衛を

取て押へ、既に危き所に、坂尾夫兵衛走り懸り、「敵は上か下か」と云へば、池田申けるは、「敵をば組敷たり。籠抹をするな」と云へば、源太兵衛申は、「敵は上成るぞ。源太兵衛ともに重而切れ」と云へば、夫兵衛、「心得たり」と、後に廻り打に一太刀打込めば、余ほど下へさがり申所を、又一太刀打込ける。太刀先身方の源太兵衛へ切れ込けり。源太兵衛其儘起上り、七郎左衛門を討取り。

源太兵衛が七郎左衛門を組み敷いたが、逆転される。夫兵衛が駆け付けると、七郎左衛門は源太兵衛に成りすまし、敵は組み敷いた(敵は下である)と言う。源太兵衛がそれを否定し、上から重ねて切れと言う。これにより夫兵衛が打ち込んだ刃は源太兵衛にも当たったが、これで挽回して七郎左衛門を討ち取ったのである。

一団は敵討を遂げて鳥取へ逃れ庇護を受けようとする。その途中、岩井郡馬場村で、大庄屋彦三郎・組頭小嶋屋三郎右衛門(中島本では三郎兵衛)が、彼等の武器を纏い朱に染まった出で立ちを見咎め対峙する。石谷本では次のように記す。

何れも返答に、「敵打にて有間、鳥取ゑの近道教へ給はれ」と申ゆへ、彦三郎・三郎右衛門、「敵は何方にて打給ふぞ」と尋ければ、「夫ははや知れ申。子細は追々。おい打罷越候。片時も早く鳥取まで立退申度」と一向頼申されける。「併子細を不知此所をば通し申事は難仕。有体に御語候ば、我等風情候得共、御望叶可申。殊更鳥取を御引取と被仰候は、当国家中に御家門共も有之候哉」と尋ければ、其時、「但州村岡にて敵首尾好打留たり。兼而荒尾主計と申合置候。敵首尾よく打留申とあなた迄参れと約諾也」といふ。「主計殿は当国之家老なれば、猶以銘々見遁しには

成申す。然ば先湯村迄御伴ひ可申」。

詳細を明かそうとしない彼等に、殊更鳥取へと言うからには家中に縁故があるのかと問うと、荒尾主計に受け入れの約諾を得ていると言うので納得したとする。一方中島本ではこう記す。

何も承り、「銘々敵討也。兼而荒尾主計と申合置は、敵首尾能討留候は、鳥取迄立退き申せとの約束也。殊之外つかれ強く候間、人馬やとい呉候得」といふ。彦三郎申は、「扱々難心得候。我等風情に候得とも、有体に被仰聞候は、御望に叶可申」と再三尋ける。各、「頼母敷御一言氏神御引合と一々可申入」と、次第をかくと語りければ、「御手柄可申様も無之。然上は銘々御請仕り、馬扱可申付」と、尻をからげ五人を引立湯村迄参ける。

こちらでは、彼等は最初から荒尾主計の名を出す。が、彦三郎側はそれだけでは納得せず、真実を話してくれば我々も力になると再三問う。彼等はこれに反応して、「次第をかくと語」る。彦三郎側は、御手柄と褒め上げ、積極的に助力に出ている。実際この後、彦三郎らは、村岡からの追い討ち集団の接近具合を探り、鳥取藩役人に注進し、彼等の庇護に努めている。両本、遣り取りの大筋は同じであるが、緊迫した状況の中で互いの心中を探り合い理解が生じていく様を捉えたのは、中島本の方である。「有体に話してくれば、我等風情でも御望みを叶えるが」との言は両本に備わるが、中島本の方が活かされている。

なお一方で、石谷本のみが有する本文もある。前号翻刻の二十ウ、二十一オ、「源太兵衛喜平次を呼申は、……大笑になりける。」の部分、即ち、敵討を終えた源太兵衛・夫兵衛が岩井郡の大庄屋喜平次・彦三郎と再度対面し、今は安堵の中で前日の討ち入り、その直前の喜

平次・彦三郎らとの駆け引きについて回想して語る場面である。

引用した箇所をはじめ両本の文章表現を対比してみると、石谷本・中島本の本文は、一方を改変増補してもう一方が成ったという先後の関係ではなく並列の関係にあると思われる。即ち、先ず原初形態の写本が存在し、そこからそれぞれ分岐して成立した本文に拠ったと推定し得る。これは、姫路藩における寛延四年（一七五二）、家老川合定恒による刃傷事件に関する実録が、原初形態から並列的に三系統の本文に分岐して成立したと見られる例と近似する³。なお、この分岐成立は、中島本よりも前の段階で生じていたと推測する。中島正之による実録本書写の営みのあり方の全容を考察把握するには未だ及んでいないが、特定の時期に大量の写本作成を行っており、それは編集作業を伴いながらのものであったとは考えにくい。また石谷本は、前記の通り、本文の全体が内閣文庫本と概ね合致する。決定的な根拠を欠くが、これらも、一旦分岐成立した後の本文を書写したものと推測する。今後更に写本を探求し、本文の対比検討を進める必要がある。

前稿にも述べた通り、この村岡敵討事件は、井原西鶴『武道伝来記』（貞享四年（一六八七）刊）、椋梨一雪編『日本武士鑑』（元禄九年（一六九六）刊）に撰取される。これら文芸の書の検討にあたっては、実録との関係が看過できない。以上より中島本の本文の把握が必須であると認識し、ここに翻刻を掲げることとした⁴。

（1）田中則雄「村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』（『山陰研究』一七号、二〇二五年三月）

（2）注（1）の前稿において、中島本では、口上書の写しを最末尾に配置すると述べたが、正しくはここに記した通りである。即ち、口上書の写しの

後も文は続き、鳥取藩から敵討の面々へ銀子等が遣わされた事、面々を米子、更に唐津へと送った事、家臣を討たれた側の山名主殿より鳥取藩へ使者が来た事が記される。以上の通り、訂正させていただきたい。

(3) 田中則雄「姫路騒動実録の生成と展開」(『近世文藝』(日本近世文学会) 一一三号、二〇二二年一月)。

(4) 前号の石谷本翻刻において、適宜注を付して中島本との校異を掲げたが、これはあくまでも石谷本の本文を校訂するという見地からのものである。本号の翻刻は、中島本の本文の全体像を把握することを旨とする。

〈書誌〉

○底本 鳥取県立博物館蔵(中島家旧蔵)。一冊。

○表紙 薄紅色無地。袋綴。一九・五×一五・九糎。

○内題なし。外題「但州村岡敵討」。

○丁数 全二五丁

○行数 每半葉一一〜一三行。

〈凡例〉

一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。

一、誤字・宛字・衍字、意味の通らぬ字句は原則として底本通りとしたが、適宜右傍に、本来あるべき字に正して()に入れて示し、あるいはそのまま残してママと記した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた所がある。

一、脱字は()に入れて補った。

一、仮名の濁点は、底本における有無如何にかかわらず、新たに付け

直した。

一、底本には句読点がなく、新たに施した。

一、会話に相当する部分を「」で括った。

一、適宜段落を設けた。

一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)の如く示した。

〔翻刻〕『但州村岡敵討』

但州村岡敵討 全(外題)

寛文中武州江戸におゐて、但馬の国村岡之領主山名主殿殿児小姓北条三木之助、傍輩川野九重郎と口論し、則座に相手九重郎を切殺し、直に目付浅田十郎兵衛・池田七郎左衛門兩人え有増かくと語ければ、兼而鼻肩なる三木之助故にや、「一先落べし。万一以後に露頭におよび銘々越度にならば、一所に生害すべし」と堅云かわし退せける。夫より三木之助は主殿殿隣屋敷御勘定頭松浦伊右衛門殿え走り込ければ、伊右衛門殿二日御かくまい被成、其後(一才)肥前唐津の城主松平和泉守殿家中近藤源太兵衛と申者、親類ゆへ、彼方まで忍びしかど、長屋住居なれば遠慮ありて、源太兵衛兄に近藤宇右衛門と云牟人者本郷に居けり。此所を頼隠れ居けれども、居宅せまく人目多く、東叡山寺輕院を頼、六十日計も隠れ居ける中に、松浦伊右衛門殿世話にて、堀田備中守殿え児小姓に有付き、近藤一学と改名し、漸年月も過ければ、三木之助も池田・浅田兩人謀にて落したりと村岡諸士の風聞、主殿殿えも被聞召、「池田・浅田(一ウ)兩人之者目付には不届もの。三

木之助を討て出すべし。無左は越度に可申付」とて暇を給り、兩人は浪人して三木之助を尋ける。

兩人存ずるは、「此事三木之助不聞事はよもあらじ。聞ぬよしにて不出合は日本一の無道人也。所全三木之助を討て出べし」と、爰かしこに隠れ居覬といへども、終に不出合。三界唯広一身の置所なく、菟哉角と案じ煩ける。「三木之助を不出るは近藤宇右衛門が所為也。責て此宇右衛門成とも討取るべし」と覬折節、江戸本郷四丁目の寺の門前を（二才）四つ手駕籠に乗て通る寺参を見れば、正しく宇右衛門に紛なし。是天の与と、兩人は編笠を取て宇右衛門に対し、三木之助が行衛尋けれども、「更に行衛知らぬ」と云ければ、其儘駕籠より引落し、左右より一太刀に討留る。早暄咄といふて寺中騒動、大手の門を固めけるゆへ、兩人編笠をぬぎ捨て漸と敷をくぐり逃去りける。寺中の者共相手を尋申せども、何者とも行衛不知、是非なく編笠二つ取て源太兵衛へ渡しける。

其後編笠の反古の観世（二ウ）捻を解て是を見れば、池田・浅田と連名あり。然れば相手は兩人に極りたりと、潜に但馬の様子を窺聞ば、早池田・浅田は主殿殿え帰参し、二たび一所懸命の地を安堵すると聞よりも、近藤一学（三木之助が事也）止事を得ず、我ゆえ宇右衛門迄討せ人口恥しく思ひ、堀田備中守殿手前迄漸と暇を乞ひ、其儘元服し坂尾夫兵衛と改名し、近藤源太兵衛と申合、延宝式年八月上旬武州を打立、京都え到着し、暫徘徊して敵の有様を伺ひ、同三年（三才）九月三日京都を上下式拾五人打立、丹波路を越へ、但州妙見山え九月十日黄昏に到着し、其夜鶏鳴の時分妙見山より村岡え三里下りて、池田・浅田兩人が屋敷へ忍び込、内の様子を坂尾夫兵衛伺ひて、内より相図の獅子笛を吹けれども、何とかしたりけん、外より笛合もなく、夫兵衛不審に思

ひ塀を乗越見れば、味方は壱人も見へず、東の山端より何者ともしらず大勢松明を燈来るを見て、周章て妙見山へ立帰り、夫兵衛が云く、「早隠謀露顕せり。一先（三ウ）爰を引て時節を待べし」と皆々退出しけるに、敵がたには夢にも不知、翌朝高塀を見れば、た、みばしご杯捨有を見て、夜討に寄たりと、夫合用心敵鋪惣敷を構、長屋門一口にしてたやすく可討取方便もなかりけり。

源太兵衛・夫兵衛は無是非京都へ居住し、前田安藝守殿・能勢日向殿え又拾年之限りを指出し、家来の高橋喜兵衛は小道具売に身を略し、山本五兵衛は鏡磨になり、互に二三年も村岡辺え通ひ、敵の屋形、尤ぬけ道迄も心懸けける。源太兵衛親七句に及び、故郷下野の国へ有けるが、源太兵衛の音信しけるは、「先年も兄宇右衛門讎を報ぜん事（四才）掌の中に有しに、却而敵に後を見られ、未鬱憤の不晴事、偏口惜き次第也。其上老衰の露命氣遣敷」と書述ける。父の返簡には、「十年の御暇も漸今年に限れり。未会稽の恥辱を不雪事武命尽果たるか。杜子美が人生七十古来稀と云しも、我既に七十有余なれば、助命惜むにあらず。片時も早く汝敵の屋形へ忍び入、勝利不得とも、池田・浅田が宅を枕として討死すと聞ならば、冥途黄泉の旅にも迷まじ。汝父が今日の露命を案ずるに、却而不孝の至也。古人我子を殺し幼稚の（四ウ）主君の助け、直江山城守は一子を殺し主君上杉が子を世に出す。是皆忠義也。況生死不定なれば、万一大望をとげずんば、後悔何の益かあらん。汝徒に年月を送る事、父が心に違へり。最早現在の音問は是を限り也」と述けり。源太兵衛父の諫言に驚き、兼而一身の山田又市・小山田清左衛門・二羽重兵衛・坂尾武兵衛・山本五兵衛・高橋喜兵衛を招集、「以前之讎を報ぜん事、漸今年に限れり。先年も多勢を催して敵に後を見られ、此度各七人命塵芥に比し義を金石

に類し責可戦。万一(五才)勝利を不得は、一所に自害すべし」と云へば、何れも堅く領掌して、思ひくゝに父子兄弟を片づけ、恩愛の別れを成しける。中にも山田又市母老衰して病脳の床に臥けるが、枕あげて、「汝平生孝心也。死期に至り此世に母存命すと思ひ不可臆。人間は半百と云へども、我既に六十に余り、道路に飢死す共非可嘆。又は輿車に乗とも非可歎。母に心臆し万一敵の擒と成ると聞ならば、七生迄の勘気たり。人先に討死すべし。匹夫に生たり共、志は後代に留よ。往昔漢の黄良が母に約、我も一衣を(五ウ)送る間、平生母が陰身に添と心強く討死すべし」と諫て、更に悲体はなかりけり。又市今は安堵の思ひをなし、武器など用意し、今日や明日やと吉日を撰ける。

比は天和二年壬戌四月中旬京都を立て播磨路を越、同廿八日因州鳥取川端四丁目へ参着一宿して、翌日廿九日馬指三郎右衛門と云者を頼人馬をやとい、病人の二羽重兵衛を駕籠に乗せ、鳥取を立て岩井郡湯村に到着して、中瀬屋三郎右衛門方へ宿を取、湯治の望を成ける。其節小山田弥一郎と云浪人者天下一同御穿鑿の最中なれば、(六才)亭主出合、「何国いか成方に而御座候」と吟味強く尋申故、「銘々京都東本願寺家来堀道喜近藤源太兵衛、替名惣髪、和田武右衛門坂尾夫兵衛、替名山本五兵衛、吉田清左衛門小山田清左、衛門替名、堀井又四郎市田又、市替名、二羽重兵衛、茂兵衛志本兵衛、替名、小兵衛高橋喜兵衛、衛門替名、右兩人は西洞院烏丸通東へ入町珠数屋に而侍」と申。「併御左汰成間、今一応可相改」とて、大庄屋彦三郎・喜平次、組頭三郎兵衛共出合改けれ共、御吟味之者に不非、無別条段申渡り帰けり。其後宿の三郎右衛門荷物を集めけるが、鑓成渋紙包殊之外重く(六ウ)覚不審に思ひ、大庄屋兩人え存寄咄しけり。「しからは今夕しのびを入様子を可窺」とて、百姓を入置ける。京都東山、靈山、丸山、祇園、清水、嵯峨などの咄計を申由。然共声を聞ば京者に不非。いよく不

審に思ひける折節、翌朔日八つ時分に宿三郎右衛門を呼て、「銘々暫も湯治可致所に、少々存寄有之間、俄に湯湯いたし候。今夜中に馬老疋、駕籠籠挺申付可致」と云り。三郎右衛門承り、「御湯湯之段は畏候。併各の様子本願寺之内と被仰候得共、声は京の人にあらざ。其上荷物など湯治の覚語と(七才)不被存候。拙者老人了簡に而人馬指出がたく、此段役人共へ相談可致」と云り。「御不審尤也。元来銘々事湯治の者にはあらざ。丹後文殊参詣の志にて候所に、此病人は京都身持し者の伴成が、幼少病身ゆへ、親共当所之温泉之儀を承及、何とぞ召れ入湯致させ具と一向頼申故、是迄召連候得ども、道中より少々風邪に罷成湯も悪鋪故、片時早く召連帰親共え相渡し申度、夫故俄に致湯湯」と返答也。宿屋は早々彦三郎・喜平次え右之段申聞せければ、兩人申は、「馬は(七ウ)夜明て可申付。今一応病人重兵衛を明朝発足之節相改可申」と申、夜の明るを待ける。旅人は氣をせり候得共、菟哉角と申夜を明し、彦三郎・喜平二參何もへ対面して、「一昨日御到着の折節改候得共、御病人重兵衛殿を一応可改」といへば、和田武右衛門坂尾夫兵衛、衛門替也、「各えは余成御仕方。爰元は田舎故御改強候や」と逆鱗しければ、喜平次承り、「夫は御詞とも不存申。小山田弥一郎義一天下大切成御穿鑿。洛陽之儀不存候得共、田舎に而は役人々嚴敷申付、不審成者幾度も可相改(八才)との儀に候間、乍御心外今少可相改」と云へば、堀井又四郎進出で、「各被入御念尤なり。然ば病人御改可有」とて、重兵衛を引立出る。傷寒に而熱強く、衣をなで床をさぐり狂乱の体に見へけり。又四郎十兵衛を諫て、「汝日比には不似合ものかな。一大事之御改成る間、心を静られよ」と申ければ、静に成ると、彦三郎・喜平次立寄、「相改無別条間、御勝手次第に御立可被成」と申渡し帰けり。坂尾夫兵衛何もへ向ひ、「能々武命尽たるか。今日は

非く村岡へ踏込で運に任べしと存たるに、菟角(八ウ)邪魔入り延々に罷成事よ」と落涙す兼而申合は、日昼に村岡へ踏込也。日昼。馬駕籠參とは昼休にて敵方宿居也。刻限延引は仕合也。馬駕籠參と急ぎ荷物をつ、病人二羽十兵衛を駕籠に乗せ、五月二日之五つ過湯村を打立蒲生峠を越、但州二方郡竹田へ到着し、馬駕籠を次替昼食給て竹田を昼過に立、夫より浅手の坂にかゝり、「駕籠昇馬子は是より竹田へ可帰」と云へば、銘々、「村岡迄の約束也。村岡迄可參」と云に付き、巾着より小玉を出し見計に遣しけれども、足不足の口論を(九才)致し申故、「菟角はいらぬ。軍神の血祭にせん」と太刀引拔と、周章にげける。

何も木陰に立寄荷物をとぎ、思ひく、に武具を用意し、今生の暇乞をなしける事。中にも二羽重兵衛は浅手坂まで駕籠にて参り、熱も引き本心に成、「某拾年已来春秋不易、病苦身を責可防力も尽き、今日の全度に不逢事生てかいなし。各我を敵の屋形の方に向け刺殺可給」と頻に申ける。源太兵衛、「不便には存れどもいしくも被申たり。我々も今日を限りの命ぞかし。四手山三途の川を手を取て渡べし。今生是迄成」と、源太兵衛・(九ウ)又市重兵衛を引立駕籠の左右より刺通し、死骸を遙成る谷底に勿落し、「最早心にかゝる事なし」とて、勇て浅手坂を下り和田村を過行ける時、和田の百性六人の出立を見て、「扱は村岡の敵打也。急此由注進をすべし」とて、六人跡より百性どもを忍ばせけるが、天竺峯岐と云所にて先懸けせんとせしゆへ、「是は正しく村岡の注進と見へたり。討て捨よ」ときしめれば、注進人は恐れて和田へぞ帰りけり。

其内に町口へ懸り様子を伺申せども、たれあやしきものも無之、無二無三に敵の屋敷へかけ込、「火事よ」と呼しかば、(十才)上下立騒ぐ間に、浅田十郎兵衛方、山本五兵衛・高橋喜兵衛・小山田清左

衛門三人懸け入る。池田七郎左衛門方、近藤源太兵衛・坂尾夫兵衛・山田又市三人懸け入らんとせし所を、門番文左衛門と云者飛で出敵敷とがめ、「火事にはあらず、敵討」と呼しかば、浅田郷右衛門を初其外式三人鎌鳶口杯にて出合たり。其儘坂尾夫兵衛は下人共追ちらし、山田又市は浅田郷右衛門とせり合けり。源太兵衛は裏口の方へ廻り走り有る所を、押破りて其儘台所へ上りける。池田七郎左衛門は茶を吞て居ける。源太兵衛を見ると直に納戸へ逃込ける。源太兵衛追かけんとする所に、(十ウ)囲炉裏の側に薯蕷の皮はざちらしたるにすべりたおれける所を、下女走り懸り、源太兵衛つらへあつ灰を救かけける。其儘起あがり納戸へ付込けると引窓をおろしけるゆへ、敵行方見分がたく、所に長刀構へ居るとかすかに見へたり。其儘走り懸りて闘討に一太刀打込めば、余りつよく打込故にや、右の手のか、りおもてへかけ長刀に行当り、少きれたり。敵七郎左衛門引退き、長刀を取直さんとすると見へける所を、透間なく源太兵衛下手に引組む。然ども池田は力勝て、源太兵衛を取て押へ、既に危き所に、坂尾夫兵衛走り(十一才)懸り、「敵は上か下か」と云へば、池田申けるは、「敵をば組敷たり。龜抹をするな」と云へば、源太兵衛申は、「敵は上成るぞ。源太兵衛ともに重而切れ」と云へば、夫兵衛、「心得たり」と、後に廻り押打に一太刀打込めば、余ほど下へさがり申所を、又一太刀打込ける。太刀先身方の源太兵衛へ切れ込けり。源太兵衛其儘起り、七郎左衛門を討取けり。其時高声に、「敵七郎左衛門は近藤源太兵衛討取」とよばはりけり。然所に女老人泣喚棒ナゲヒを持って様々と妨申故、無是非夫兵衛片手打にはらいければ、「あつ」といふて打倒けり。源太兵衛は門口迄出ければ、又市と郷右衛門今に戦ける所を、(十一ウ)池田家来半左衛門と云者大身の鎌を投突にしける。鎌先又市眉間に少し当て

臆る所を、郷右衛門只一討と走り懸る所を、源太兵衛飛懸て、郷右衛門が右之腕を打落した、みかけて討留たり。其内に半左衛門は外まで逃延んとせし所を、高橋喜兵衛討留たり。山本五兵衛・小田田清左衛門、浅田重郎兵衛をさがしけれ共行衛なし。女中或三人も有る、其内に大長け成女一人走り懸り清左衛門左の脇をひしと抱つき、清左衛門押除候得ども、余程大力に而中々手ごわく、おとがいをつかみながら一太刀なぐりければ、是も其儘引退(十二才)たり。扱何も打寄、敵十郎兵衛色々さがせども行衛不知。源太兵衛いふ様は、「かほどにさがし万一隠れ居るとても、池田并浅田郷右衛門其外家来迄討せて十郎兵衛不出合は、討取たる同事。いざ此所退べし」とて、千秋楽を高々と謡門外え出ける。

扱其後浅田重郎兵衛は水風呂桶にはいり隠れ居けり、早村岡雑兵二三十人も詰かけけるを、山田又市六七間も跡へさがり追払ける。又追かけんとせし故、又市小刀箆を手裏剣に打ければ、眉間に当り、是に恐れて逃走りける。其隙に五人之者は町端れ迄行過て、「又市く」と呼ける故、(十二ウ)又市手をふりて見せければ、五人は和田口へ懸り、四つ堂にて暫休足いたしける。又市は眉間の鏝疵に眼くらみ、濃人町の町屋へ急はいり戸をさしけると、家内女子共は恐れ、裏口へ逃ける。宮田夫兵衛と云村岡侍、折節田植の下知に参居けるを、宿舎着込み長剣を持せ、村岡へ敵討有と注進いたしけるゆへに、夫兵衛は着込みを着し長刀を引さげ直に町端れ迄出て、「敵討は」と尋ければ、「此町屋へはいりたり」と申故、夫兵衛町屋の戸を打破て見れば、はや敵は太刀に貫かれ死けり。「残し敵討は」と(十三才)問へば、「和田峠迄」と注進有。夫兵衛を始村岡雑兵ども追懸ける。

和田村の権之丞と云百性鉄砲引さげ出たり。人々声をかけ、「権之

丞打やく」と申ける。母聞付け走り出権之丞に抱付、「村岡の狼藉もの又は盗賊ならば格別なれ共、敵打は侍の作法なり。夫を百性の又討はいらぬ事也」と留ける故、尤とや思ひけん、権之丞は和田え帰りけり。其内に敵討は峠を行過ける。村岡の追打の者ども、「先村岡へ帰り食を調、又々追かくべし。中々今夜中には蒲生峠は越まじ」と勇けり。五人之者共は(十三ウ)是をば不知、今に跡を追かけると心得、三野原といふぬけ道を越て漸と和田峠の向に而道明寺を少づ、取出し気付のやうに給て、青木峠迄参り、小家に立寄り食物を望候得ども、折節何もなく、酒杯を求、手疵に血留など付け、漸蒲生峠を打越、「殊之外草臥申故、馬をやとい呉候得」と民家にはいり頼候得共、手負朱しずに成申故にや、不審せり。其時五人之者共申は、「銘々儀は鳥取の追かけ者有之。自然討留ば何方にても馬駕籠申付乗申せと、荒尾主計・池田日向え理り置申故、若出し不申候は、已後不可然」と偽りければ、(十四才)何も承り、「相心得候得共、此所には只今牛馬ともに無御座候。今少先へ御越候得」と人を付け道しるべおしへける。是にて殊之外力を得、明る三日之朝、岩井郡馬場村迄参りける。

其頃小山岡右衛門と云郡奉行法美郡楠城村合岩井郡え通り被申注進前日に有りける故、大庄屋彦三郎、組頭小嶋屋三郎兵衛兩人迎に出、馬場村之庄屋久兵衛方にて朝茶のみて居ける所に、向の山端より何者かしらず四五人着込鉢巻脚当にて手負血に成参けり。彦三郎不審に思ひ、出向て能々見れば、頃日の湯治の(十四ウ)衆中也。彦三郎・三郎兵衛出合、「各方えは昨日湯村え御出、又今日は御通りの体。いかさま心得がたく、子細有体に御語被成候得」と咎ける。何も承り、「銘々敵討也。兼而荒尾主計と申合置は、敵首尾能討留候は、鳥取迄立退き申せと約束也。殊之外つかれ強く候間、人馬やとい呉候得」と

いふ。彦三郎申は、「扱々難心得候。我等風情に候得ども、有体に被仰聞候はゞ、御望に叶可申」と再三尋ける。各、「頼母敷御一言氏神御引合と一々可申入」と、次第をかくと語りければ、「御手柄可申様も無之。然上は銘々御請仕り、(十五才)馬杯可申付」と、尻をからげ五人を引立湯村迄参ける。「彦三郎屋敷は但馬口に而要害あしく、喜平次屋敷は山を構へ候得ば、是に落着可申」と伴ひける。

喜平次・彦三郎相談にて、追討の者遠見には馬場村嘉左衛門と云百性を遣し、「追討之者間なくば、浦住迄遣し、舟にて加路へ送り、又は事急に候はゞ、喜平次裏の山道分岩常越を落すべし」と申合、近郷の百性を呼集、浦住御番所岡野吉左衛門、在方普請奉行寺尾又左衛門・保坂市郎右衛門・青木甚左衛門、太田村逼塞侍中野又左衛門、河崎村佐久間甚左衛門、其節湯治衆中に滝川(十五才)軍右衛門・武宮久兵衛、此等之衆中へ追々注進を遣しける。佐久間甚左衛門一番に欠付、大庄屋彦三郎・喜平次は門口にて出合、五人之衆中口上之通り申上候。「私共も見逃にも仕がたく、子細は先年渡部数馬河合又五郎を討留申節も伊勢の城主分御介抱と承及候に付、是迄同道仕候」と申ければ、佐久間様子聞届、「最早拙者万事請込候。万一及不調法候はゞ、某老人切腹仕分外は無之」と、門の扉を開せ、「追々鳥取へ注進の人可指出。五人之人々えも食事進申せ」と甚左衛門申付ければ、「先達而水がゆなどす、め申たり」と申す。「然らば座敷通り、五人之集中え対面可申」とて(十六才)座鋪へ通り、礼儀挨拶し、「扱只今鳥取へ注進を指出し申候。鳥取表の御用など無之や」と申ければ、何も、「御深志忝奉存候。先刻馬場村に而百性共へ申聞候は、兼而荒尾主計殿と申合置候段申候得共、此儀は謀略にて申聞候間、鳥取へ参り沙汰御無用に被成可被下」と申たり。甚左衛門承届け、「最早各方武具御取候

而御休足可有」と申候得ば、「此儀は御免候得。今にも追討参候はゞ、出向一働は仕覚語にて御座候」と堅辞退せらる。甚左衛門申候は、「最早拙者請取申上は、各の御手にかけて不申候。併若輩の某申事故心元なく思召哉」と云へば、何も、「然らば御挨拶次第に可仕」と、休息の体に(十六才)見へけり。近藤源太兵衛刀の長さ貳尺六寸、金拵無地の鏢、びろうどのしのふせ巻、柄頭鉄白骨あばら骨ぞうがん、しのぎに切込あり、鏢に切込有。作は志津三郎兼氏。坂尾夫兵衛刀、長さ貳尺八寸、銀拵はゞきに切込有。埋鏢しのぎに二ヶ所。刃さ、らのごとく、天鵝絨のしのふせ巻、しんちうにて鮫の合せ、目幅五歩程ふせ、柄糸切れ解観世捻に而巻。小山田清左衛門刀、長さ貳尺四寸、銅拵柄は天鵝絨のしのふせ、鏢無地、しのぎ切込壹つ、鏢に壹。刃こぼる、山本五兵衛刀、貳尺三寸。高橋喜兵衛刀、貳尺貳寸五分。何も切込あり。刃鋸のごとく鞘に入ざるを、甚左衛門ため(十七才)直し、源太兵衛之頭疵を酒湯にて洗療治いたされければ、何も甚左衛門働を見て、「天晴勇智兼備の仁かな」と感ける。

即日鳥取分佐橋助太夫父子・南条喜右衛門・吉村六右衛門、詮義の上を以鳥取へ引越、湯村より佐久間甚左衛門・中野又右衛門・滝川勘兵衛・武宮又兵衛・野間惣兵衛・保坂市郎右衛門・寺尾又左衛門・青木甚左衛門、其数以上五拾余人。同四日申の下刻鳥取え到着、町会所へ落着す。番の人賦津田周防組・鶴殿民部組・池田日向組・池田大蔵組・福田兵部組・菅隼人組・加賀一学組・矢野兵庫組・(十七才)天野織部組・箕浦藏人組・宮脇十郎右衛門組・加藤丹下組、諸事肝煎北村八兵衛・宮脇得兵衛・清水忠兵衛・岩田八郎左衛門・大場六郎太夫、忍の者安場金右衛門・新茂太夫・新作兵衛・吉岡弥七郎・国府九左衛門・吉岡半右衛門、歩行侍山瀬弥太郎・落合惣兵衛・北村吉兵

衛・渡辺半助・堀作右衛門・有沢九左衛門・福家十太夫・杉浦左一兵衛・吉田惣五郎・松川六左衛門・福家利右衛門・海村喜十郎・西原長右衛門・高原新七、下番裁許人伊吹久四郎・松井左助、金瘡円城寺速元、医師留嶋玄東、何も相詰ける。

同日(十八才)馬場村嘉左衛門注進の添人を戻して、「村岡の家中雜兵百人計追討に罷越、評定最中」と、彦三郎・喜平二方迄注進致ける。湯村之者共思ひけるは、「たとひ追討有ともよもや蒲生の峠は越まじと不騒ども、其儘にも捨置がたく」鳥取へ注進致ける。同夜半に村岡打立、千谷迄参たりと注進あり。追々此由鳥取へ注進申遣ければ、但馬へは津田周防并組中其外物頭平侍被仰付置、翌五日の朝、村岡為物見城作之右衛門・吉岡又市罷越、「同五日未明に追討蒲生峠を越たり」と告来る。湯村の者共騒ぎ周章、彦三郎・喜平次兩人評定に而、「湯村御茶屋(十八才)守平兵衛と申者、元來但馬浪人なり。此者を道ま^で指出し、敵討は三日に到着して即日伯州米子の方へ通り、鳥取へは参らぬよし申留させ可申」と、平兵衛を呼て申付ける。平兵衛申は、「此度之追討にも我等深く交りをいたし申者共多く、今可参。鳥取へ引越を乍存偽り申事、已後面目も無之候間、此義は幾重も御免候得」と申ける。喜平二逆鱗して、「其方朝夕いとなみを致し国恩の不知や。今更故郷の義理を思ふは却而不儀也。国法は背がたき事」と理を尽申ければ、平兵衛菟角の返答なく(十九才)畏て、とる物もとりあへず、馬場村之近所迄出向ふ。如家村岡勢雜兵四五十人見へける。駿馬にて参ものをよく見れば、故郷に而懇意に話し片田佐左衛門・三上文字^{文字消}・宮田夫兵衛・池田甚五兵衛・武田壹郎左衛門・大野四郎右衛門・加須屋伝右衛門・浅田重郎兵衛也。平兵衛出向、「各方へは定而此間の追討と相見へ申候。然ども敵討は即日湯村より伯州米子表へ罷

通り候。鳥取へ御越候而も無益也。是今伯州へ御通りか、又は御帰り候而可然也」と誠しやかに語ければ、皆々申けるは、「其方申所偽りとは存不申候得共、是迄参湯元へは程近く候間、先湯村迄参り其上の評定(十九才)たるべし。乍^三不肖湯村迄誘引可給」と申に付、則平兵衛方迄同道いたしける。湯村には老若共に騒ぎ、鳥取へ追々注進いたしける。鳥取へは五月五日節句規式最中にて、家中町中騒動し、物見のため佐橋助太夫・吉村六右衛門・南条喜右衛門・松尾物左衛門・大窪与物左衛門、其外諸侍浜坂口へ詰懸けたり。彦三郎・喜平治兩人は御茶屋守平兵衛宅へ参、村岡人々へ対面し、「右五人之敵討は三日に此所に到着して、一宿可有と御申候得共、銘々同心不仕に付、伯州米子の方へ立退申候。鳥取へは罷越不申候間、是御帰り申候而可然」と申ければ、追討之人々評儀して、(二十才)或は「罷帰べし」と申者も有、又は「罷帰候而も申分け無之」と申者も有、一決しがたき其中に、老人と見へて申けるは、「湯村之役人衆出合、鳥取へは不参と被申に参るも無益也。万一鳥取へ御引取あるならば、追而の評義たるべし。一旦村岡へ可罷帰」と云へば、何も同心して、同日村岡へ帰りける。此由鳥取へ注進いたしければ、何も安堵の思ひをなしける。

同日黄昏の節北村八兵衛召出、敵討之面々物語承届、滝山兵助筆執にて記之。

近藤源太兵衛物語には、(二十才)

一 私義二十四五年已前分松平和泉守所へ兒小姓奉公に罷出、近藤熊之助と申候。兄宇右衛門儀其節浪人にて罷在。此度池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛を心懸け申儀、右宇右衛門儀江戸本郷四丁目の寺に而七郎左衛門・重郎兵衛へ討れ申候に付、夫兵衛と申合、右兩人心懸け申候。和泉守手前拾年已前に暇を取京都に住居、前田安藝守

殿・能勢日向守殿え敵討之儀御断申上置御帳に付き、坂尾夫兵衛・山田又市・小山田清左衛門・二羽十兵衛并家来山本五兵衛・高橋喜兵衛、以上七人同道仕、十年已前に但州村岡へ罷越、右兩人心懸け候得共、可討(二十一才)時節到来不仕、京都へ罷歸、夫の數年心懸け、此度遂本望候。私儀于今和泉守の別而懇意に被致候に付、浪人之内節々目見抔仕候。此度も和泉守家中へ罷越度存念居申候。私儀和泉守手前にては領知五百石、近習奉公相勤申候。遂本望候得ば、和泉守家を離れ申者に而は無御座候。併重郎兵衛を打洩し申に付、此存念残り居申候。和泉守方へ立歸り不申、今迄の体に而右重郎兵衛を覘申儀も可有御座候。親類并伴八右衛門、主計と申て主取も不仕居申候。

坂尾夫兵衛口上物語(二十一ウ)

一 私義拾五六年已前幼少之時より山名主殿へ見小姓奉公に罷出、北三条三木之助と申候。勤番之節傍輩河野九十郎と申者(と)喧嘩仕、則座に打留申候。其節浅田重郎兵衛・池田七郎左衛門、团右衛門名守と申者出合、是非立退可然と申候得共、退中間敷と達而申候処、押而進め申故、主殿隣家御勘定頭松浦伊右衛門殿へ立退、台所迄懸け込候得ば、伊右衛門殿御聞届二日御かくまい被成候而、其後源太兵衛兄宇右衛門儀、私同国下野国の者にて御座候に付、宇右衛門常々入魂に仕候(に)付、其好みにて私手前之首尾申遣候得ば、早速かくまい、其後東叡山寺輕院と申へ頼彼方へ七十日程罷在候。其後堀田備中守方へ(二十二才)見小姓に罷出、名を改近藤一学と申候。則松浦伊右衛門殿御肝煎にて罷出申候。其後詮儀有之、私退申刻七郎左衛門・十郎兵衛世話やき立退せ申段、主殿手前風聞有之、依之暇を給、宇右衛門私兩人之内打取申様に被仰付、私故に宇右衛

門討れ申に付、右兩人討可申と、備中守手前暇を乞候得共埒明き不申、一兩年已前埒明申故浪人仕、源太兵衛へ付添方々流浪仕、此度七郎左衛門を討留申候。私儀備中守手前暇取申節、本望とげ候は、帰參申様にと傍輩田中团右衛門と申者迄被仰聞候。帰參仕約束にて暇貫申にても無御座と云、已後は備中守へ出入も不仕候。尤(二十二ウ)親も無御座候。以上。

小山田清左衛門物語

一 私儀源太兵衛・夫兵衛と一類にても無之、同国のよしみ、又は宇右衛門父子と別而懇意に仕候間、先途見届可申と存、十年已前分源太兵衛・夫兵衛へ付添方々流浪仕、此度遂本望候。已上。

山本五兵衛・高橋喜兵衛物語

一 銘々兩人儀、近藤源太兵衛家来にて御座候。主人一儀存立候付、始終付添、此度達本望候。已上。

以上右五人の物語、喜多村被聞届感心なしけり。

同六日之夜、源太兵衛え被遣物(二十三才)品々、白銀貳拾枚、時服五つ、帷子五、奉書壹束、鼻紙拾束、右之通清水忠兵衛を以被遣、海村喜十郎持參披露也。

村岡為物見參面々、同九日未明に歸着、敵首尾無相違のよしに而、同十日早天、敵討の面々御送り鳥取御出し、米子路へ被遣送り人衆中、行列先乗福原清左衛門・北村源五郎・青木官兵衛・依藤孫兵衛・安田金右衛門・毛利惣右衛門・竹村孫兵衛。壹番駕籠山本五兵衛、鉄砲貳拾壹人、徒士渡部半助・松川六左衛門。貳番駕籠鉄砲拾人、徒士吉田惣五郎・落合惣兵衛、近藤源太兵衛。三番駕籠鉄砲拾人、徒士有沢九左衛門・福家十太夫、坂尾夫兵衛。(二十三ウ)四番駕籠鉄砲拾人、徒士堀作右衛門・杉浦左次兵衛、小山田清左衛門。五番駕籠鉄砲十

人、徒士北村吉兵衛、山瀬弥太郎、高橋喜兵衛。跡押の衆中沢治郎左衛門・山田権左衛門・佐分利五郎右衛門・荒川半弥・諏訪吉左衛門・落合六郎右衛門、忍の者安場金右衛門・吉岡半助・新作兵衛、目付松原伝右衛門・小長谷十助、右上下九百余人、同十一日未下刻米子へ到着、折節順風に付直に出船。着岸之儀は、近藤源太兵衛望之津へ舟寄せ申等。外に老艘為遠見出す。

同十一日山名主殿が為家中鳥取へ使者到来、宮田夫兵衛口上之趣、「私儀(二十四才)三上権左衛門・片田佐左衛門、其外為惣名代使者指越候。近藤源太兵衛其外之者ども在所へ罷越、池田七郎左衛門・浅田郷右衛門を討申、并女子共手負申候。早速追懸可申を菟角仕内に、夜中に罷成候得ば事延び申候。然所岩井郡湯村に逗留仕申由承り、何も申合湯村迄參承候得ば、当御家中衆を頼鳥取へ御引取と承申候。左候得ば御城下へ參御断申上候共御承引被成間敷と存、在所へ罷帰、其後承候得ば、右之者ども御かくまい被成候ものにては無之候。小山田名字有之候故其段御穿鑿と申に付、(二十四ウ)左候得ば、あなたろ志申浅田重郎兵衛堅固に居申候。然上は源太兵衛残念に可有之候間、出合被下候得かし。討果させ可申候間、御渡し被下候様にと相願候。併是にて承候得ば、敵討共昨朝御当地を罷立申由。最早口上之趣無益に而御座候得ども、為惣名代一通り之口上不申上も難心得御座候に付、如此御座候」。老中返答之趣、「被仰聞候趣委細承知申候。彼のもの手負の儀はいか様共難知に付、吟味とげ候処、従公儀御尋之小山田名字之者有之。依之当分指留置候而吟味(二十五才)仕候処、小山田名字別条無之、敵討之由に而昨朝当地を出し、領分を通し申候。御隣国之儀に候得ば、当地に未有之ば御相談の品も可有御座候処、右之首尾故、無是非儀に候。此趣三上権左衛門殿・片田佐左衛門殿へ宜被仰達候」

由に而、使者も帰りける也。(二十五ウ)

付記

翻刻を許可された鳥取県立博物館に謝意を表する。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰の文学・歴史関係資料の基礎研究と公開方法の開発に関するプロジェクト」(二〇二五～二〇二七年度、代表・田中則雄)、JSPS科研費二一K〇〇二六四「地方実録の展開と享受に関する基礎的研究」による研究成果の一部である。

***Jitsuroku*, which describes the revenge in Muraoka,
“*Tanshu Muraoka Katakiuchi*” (Continued):
On the manuscript book at
the Tottori Prefectural Museum, formerly preserved
in the Nakashima family collection**

TANAKA Norio

(Shimane University, Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

“*Tanshu Muraoka Katakiuchi*” is a *jitsuroku*, a factual narrative, which describes a revenge that took place in 1682 in Muraoka, Tajima Province. The work depicts stylistic characteristics of the *jitsuroku* genre, particularly in the development of the event and the characters. The manuscript book at the Tottori Prefectural Museum, formerly preserved in the Nakashima family collection, possesses distinctive aspects of a transcription, which are significant for understanding the process through which this *jitsuroku* text was produced.

Keywords: *jitsuroku*, a factual narrative, narrative fiction in Early Modern Japan